

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】

この要件は令和3年4月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 提出書類

加算等の種別	必要書類
共通必要書類	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類 ② 認知症介護指導者養成研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類(※(Ⅱ)のみ)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	① サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12) ② サービス提供体制強化加算要件確認表(参考様式)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 ② 介護職員処遇改善計画・介護職員等特定処遇改善計画変更届(※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ)
LIFEへの登録	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)

2 事業所にて作成及び保管が必要な書類(指定権者からの求めがあった場合に提出)

加算等の種別	必要書類
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 中重度要介護者等受入要件確認表(直近3月間の認知症高齢者日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者の割合を毎月記録すること) ② 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催記録 ③ 個別の介護職員、看護職員に係る認知症ケアに関する研修計画及び実施記録(※(Ⅱ)のみ)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	① 個別の訪問入浴介護従業者に係る研修計画及び実施記録 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議の定期的な開催記録 ③ 全ての訪問入浴介護従業者に対する健康診断等の実施計画及び実施記録
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

3 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001)